

イングランド法における国家行為ドクトリン

——リーディング・ケースを中心に——

松 田 幹 夫

一 ホールズベリー卿による導入

二 リーディング・ケース

1 一八四八年のブランドウィック公爵事件

(1) 事実

(2) 判決

(3) 意義

2 一九〇六年のサラマン事件

(1) 事実

(2) 判決

(3) 意義

3 一九六九年のニッサン事件

- (1) 事実
 - (2) 判決
 - (3) 意義
- 4 一九八一年のバツテス・ガス事件
- (1) 事実
 - (2) 判決
 - (3) 意義
- ① デニング卿の意見
 - ② ウイルバーフォース卿の意見
- 5 二〇〇二年のクウェート航空事件
- (1) 事実
 - (2) 判決
 - (3) 意義
- 三 ブラウンリーによる評価
- 一 ホールズベリ卿による導入
- 大法官ホールズベリ卿(Lord Chancellor Halsbury)の名を冠したイングランド法の有権的なエンサイクロペディ

アは、『『国家行為 (act of state)』の意味』という項目のもとで、国家行為を次のとおり定義した。

国家行為とは、他国またはその臣民との関係過程において、王冠によって遂行される外交問題分野での政策の大権行為である。典型的国家行為は、条約の締結および実施、外国領域の併合、征服の権利としての土地および商品の取得、戦争および封鎖の宣言である。戦時における敵性外人の抑留および退去強制は、国家行為とみなされる。⁽¹⁾

ホールズベリ卿は、例によって例の如く、多数の国内判決に依拠したが、ここで注目されるのは、なによりも先行して、ウェイド(ケンブリッジ大学)の学説に依拠した点である。ウェイド説は、あとも登場するので、このさい、紹介しておく。

他国臣民との関係を含む他国との関係過程において遂行される政策事項としての行政府の行為は、彼らが一時的にでも王冠の忠誠にとどまらないならば、国家行為である。⁽²⁾

ホールズベリ卿は、続けて、「裁判所の管轄権外の国家行為」という項目のもとで、次のとおり書いた。

国家行為は、本質的に、主権的権限 (sovereign power) の行使であり、このため、国内裁判所によって、異議申立て、管理または干渉されない。その裁可は、法のそれではなく、主権的権限のそれであり、国内裁判所は、それを問題とすることができない。すなわち、それは、新しい出発を設定する激変的変化であり、国内法は、新しい出発を生じさせる変動行為を処理しない。

そこで、裁判所は、国家行為の効力を問題とする管轄権をもたず、個人は、訴訟原因を根拠づけるため、国家行為に依存することができない。⁽³⁾

右に引用した「国家行為は、本質的に……」で始まるパッセイジは、後述するように、一九〇六年のサラマン事

件判決のレイシオ・デシデンダイ的部分であつて、しかも、シンガー(ロンドン大学)の論説⁽⁴⁾の中で、再現された。こうして、判決と学説、すなわち、実行と理論の相互作用の片鱗を示唆したが、本稿は、リーディング・ケースに重点をおきながらも、学説に配慮して、イングランド法における国家行為ドクトリンの動向を概観するであろう。

二 リーディング・ケース

前記のように、サラマン事件判決は、ホールズベリ卿によつてのみならず、シンガーによつても引用されたから、リーディング・ケースとみてさしつかえない。リーディング・ケースをフォロー・アップしようとする本稿にとつて、サラマン事件判決は、不可避である。しかし、同判決よりも前にとりあげておきたいのは、次の判決である。

1 一八四八年のブランズウィック公爵(Duke of Brunswick v. King of Hanover) 事件

シンガーによれば、デニング卿(Lord Denning)は国家行為ドクトリンは本判決において始まったと述べた。⁽⁵⁾ 本件は、いかなる事件であつたか。

(1) 事 実

上訴人は、国王ウィリアム三世が一八三三年に執行しドイツ議会が確認した文書により、後見のもとにおかれていた前統治者のブランズウィック公爵である。被上訴人は、彼の後見人であり、たまたまイングランドに在住してイギリス貴族となった現統治者のハノーバー国王である。上訴人は、一八三三年文書は無効であり、被上訴人は自

分に対して有責であると、被上訴人に請求した。⁽⁶⁾

(2) 判決

一八四八年、イギリス上院は、上訴を退けた。

本件の原告は、現実には当時のブランズウィック公爵ではなくて前公爵であり、退位させられて、イングランドで生活していた。公爵領への相続は、前公爵の兄弟でありイングランド貴族でもある被告ハノーバー国王によって引き受けられた。ブランズウィックで占有された資産を理由とする前公爵による訴訟において、新公爵のために与えられた判決の中で、上院は、こう述べた。「外国の主権者は……彼自身の国で彼の主権的性格上なされた行為について(イングランドにおいて)有責とされない。……この国の裁判所は、主権者としての彼に帰せられる彼の権能行使にさいしてなされる……主権者の行為についての裁判を開廷できない (cannot sit in judgment)」⁽⁷⁾。

(3) 意義

本判決の結論である「裁判を開廷できない」をほぼ借用したのが、アメリカの標準的先例とされるアンダーヒル対エルナンデス (Underhill v. Hernandez) 事件の一八九七年合衆国最高裁判所判決である。ベネズエラ革命の過程でポリーバル州に居住するアメリカ市民である原告は、同州を占領する革命軍の指揮官である被告の命令のもと、約八週間、同国を出国するためのパスポートおよび許可を拒否された。のち、被告がニューヨークに来たさい、原告は、拘禁等についての損害賠償を請求する令状を被告に送達した。訴えは、退けられた。ブランズウィック公爵事件判決に著しく影響されたフラワー最高裁長官は、「あらゆる主権国家は、あらゆる他の主権国家の独立を尊重し

なければならない。一国の裁判所は、他国自身の領域内でなされた他国政府の行為についての裁判を開廷しないであらう (will not sit in judgment)⁽⁸⁾と述べた。国家行為ドクトリンを直接的または周延的に巻き込むアメリカのその後の判決のどれも、アンダーヒル事件判決からの後退を明示しなかった。⁽⁹⁾

こうみて来ると、本判決は、国家行為ドクトリンの発生源であるのみならず、アメリカの判例にも決定的影響を及ぼしたから、かなり重要な意義を内包するととらえるべきである。

2 一九〇六年のサルマン(Salaman v. Secretary of State in Council for India) 事件

すでに言及したように、ホールズベリ卿およびシンガーによってリーディング・ケース視されたのが、本判決であった。

(1) 事 実

王冠を代表する東インド会社は、藩王国 (native state) 領域を併合して国家財産を没収し、当時、未成年であった同国統治者マハラジャに終身年金を認めた。同社は、彼の未成年期の彼の身体の保護を引き受け、彼の私有財産を占有した。年金の未払い金および私有財産の計算について、彼の残余財産受遺者の破産責任者によって、彼の死後、同社の承継者としてのインド相 (Secretary of State for India) を相手として提起された訴訟は、同社がマハラジャの後見人および受任者の法的義務を引き受けたと申し立てた。

(2) 判 決

一九〇六年二月、三名の裁判官から成る控訴院 (Court of Appeal) は、同社によってなされた行為は明らかに国家行為としてなされたので、訴訟は不十分かつ濫訴であると退けた⁽¹⁰⁾。

判決文中、「国家行為は、本質的に……」というレイシオ・デシデンダイ的部分を担当したのは、三名の裁判官のうち、モウルトン裁判官 (Fletcher Moulton L.J.) である⁽¹¹⁾。

(3) 意義

ウエイドは、「国家行為」の語は、一七、八世紀、イングランドの憲法史上、論争を連想させ、現代では、職務中に犯したとされる犯罪または不法行為に対して公務員に有用な抗弁を意味すると述べたあと、有力な複数の判決および著作をトレースしてから紹介したが、KeirおよびLawsonのCases in Constitutional Law (1933) である。ここで、ウエイドが注目したのは、次のパッセイジである。

外交問題上、王冠の行為は、国家行為と呼ばれ、今日では、唯一の国家行為である。その効力は、いかなるブリティッシュの裁判所においても、問題とされない⁽¹²⁾。

そして、ウエイド自身がどういう説をとっていたかといえば、冒頭に紹介したように、「他国臣民との関係……」で始まるセンテンスがそれであって、このウエイド説をもって、「もともともよく知られ (Best-known)」かつ「もともとも便宜的 (most convenient)」と形容したのは、コリアー (ケンブリッジ大学) である。

それとともに、コリアーは、モウルトン判決には先例があると指摘した。それは、フリス対女王 (Frith v. The Queen) 事件一八七二年判決であって、「国家行為は、二国間関係を固定するが、そのおのおのは、独立的存在を保持し続ける。そのような国家行為の結果は、全面的に国内裁判所の認識を越える。なぜなら、国内裁判所は独立

国家間の条約義務を管理しないからである」⁽¹⁴⁾と述べた。コリアーは、こう指摘して、モウルトン判決は「著名な判決 (celebrated judgment)」⁽¹⁵⁾と評価した。こうした評価を確固ならしめたのがホールズベリ卿であり、このような経緯を無視して本判決の意義を語ることは、適切ではない。

3 一九六九年のニッサン (Attorney-General v. Nissan) 事件

すでに述べたように、ホールズベリ卿が第一に依拠したのは、ウェイド説であった。第二に依拠したのが、本判決である。

(1) 事 実

一 一九六〇年八月一六日以来、主権国家となっていたキプロスは、キプロス憲法を保障する一九六〇年条約署名国としてのイギリス・ギリシャ・トルコの共同の要請に応じて、これら三方国の兵力が平和回復のためにキプロスを援助したいという申し出を、一九六三年一月二五日に受け入れた。

原告ナウム・ニッサン (Na'im Nissan) は、イギリス臣民であって、首都ニコシア近くのホテルの保有者であった。停戦軍のイギリス隊は、命令に従って行動し、一月二九日、彼のホテルを占拠した。占拠は、同日から六四年三月二七日まで (第一期) 続いた。

国連安全保障理事会決議およびキプロスの同意によって、三月二七日、国連キプロス平和維持軍 (United Nations Force in Cyprus. 以下「UNFICYP」) が、設置された。同日から五月五日まで (第二期)、イギリス隊は、UNFICYPの一部として、ホテルを占拠し続けた。原告は、三月一七日にホテルを立ち去っていたが、

ホテルが破壊されていたことは、後続のフィンランド隊によって発見された。そこで、原告は、ホテルの占拠、および、そこから生じた損害に関して、イングランドの王冠を訴えた⁽¹⁶⁾。

二 これに対し、被告の法務総裁 (Attorney-General) は、以下のように、主張した。すなわち、第一期において、イギリスの占拠者はキプロス政府の代理人 (agents) であったから、彼らの行為は裁判所による管轄可能 (cognisable) ではない外国の国家行為である。または、それらは、独立国との合意によって遂行された女王陛下の国家行為である。また、第二期において、彼らは国連のたぐいに行動したから、どちらの期間に関しても、王冠への訴訟は、成立しない⁽¹⁷⁾。

第一審の女王座部 (Queen's Bench Division) は、次のような判決を与えた。(a) 第一期にイギリス隊によってなされた行為は、キプロス政府の代理人またはキプロスの国家行為としてなされたのではなく、主権国家間の合意または条約により、キプロスという主権国家の領域で、王冠から引き出される権威のもとでなされたから、これらの行為は、王冠の国家行為であり、したがって、裁判所による管轄可能ではない行為である。

(b) 第二期のイギリス隊によるホテル占拠は、王冠から引き出される権威のもとでなされた。それは、国家行為にひとしい行為 (act equivalent to an act of State) によって承認された占拠なので、やはり、裁判所による管轄可能ではない⁽¹⁸⁾。

三 第一審判決を不服として、原告は、控訴院に上訴した。控訴院は、賠償請求は、第一期に関しては支持できるが、第二期に関しては支持できないと判決した⁽¹⁹⁾。この控訴院判決に対して、法務総裁は、第三審である上院に上訴した。

(2) 判決

一九六九年二月一日、上院は、左のような判決を下した。(i)第一期に起こった事件に関し、イギリスの兵力は、その行動をキプロス政府の行為とするよう、キプロス政府の代理人として行動したわけではない。(ii)第一期に起こった事件に関し、イギリス兵力の行動は、国家行為とひとしくないから、裁判所が訴訟を受理する管轄権をもたないというような性格のものではない。⁽²⁰⁾

(3) 意義

本件の争点は、なによりも、国家行為である。⁽²¹⁾すでにモウルトン裁判官が述べたとおり、「国家行為は、本質的に、主権的権限の行使」であるから、国内裁判所によって問題とされない。だが、国内裁判所は、ある行為が国家行為であるか否かを決定することを要請されることがあり、また、これを決定する権限を有する。⁽²²⁾

第三審を構成した五名の裁判官のひとりモリス卿 (Lord Morris of Borth-Y-Gest) は、「イギリスの兵力は、女王陛下下の兵士であり続ける。国連軍のメンバーは、キプロスで彼らによって行なわれたいかなる刑事犯罪に関しても、それぞれの国家の排他的管轄権に服する」との判断を示した。結局、国連をもって、主権をもつ外国と同一視できず、⁽²⁴⁾国連とUNFICYPの関係は、主権者とその部隊のそれと同様ではない。⁽²⁵⁾

UNFICYPは、①作戦上の環境と②法的環境において存在する。作戦上、UNFICYPは、安保理決議に基づいて設置された国連の補助機関である。その命令は、戦場のUNFICYPに対して排他的コントロールを使用する司令官を経由して国連から発せられる。ところが、法的には、UNFICYPの国別分遣隊は、別個のアイデンティティを保持していて、国連の代理人といわれない。そして、このような二重人格は、国連軍が個人ベース

というよりむしろ国別分遣隊ベースで募集されている限り、不可避である。⁽²⁶⁾

なお、国連憲章の意味内での強制行動を構成しないPKO(平和維持活動)に従事する国連軍は関係国の合意によってのみ展開されるという判旨⁽²⁷⁾に堪がみると、本判決は、先例たり得る。

4 一九八一年のバットス・ガス(Buttes Gas and Oil Company and Another v. Hammer and Another (Nos. 2 and 3))事件

デニング卿が国家行為ドクトリンはブランズウィック公爵事件判決において始まったと語ったのは、本件の控訴院判決が一九七四年に発せられたときであった。⁽²⁸⁾ 本件は、いかなる事案であったか。

(1) 事実

一九七〇年一〇月、オクシデンタル石油会社 (Occidental Petroleum Corporation) のハマー会長 (Dr. Hammer, the Chairman) がロンドンで記者会見を開いて、バットスが紛争区域の主権を請求するシャルジャ命令 (Sharjah decree. 「シャルジャ」は、アラブ首長国連邦の一メンバー) をさかのぼらせる「不適切な方式 (improper method)」を利用したと申し立てた。バットスは、ハマーおよびオクシデンタル (被告) に対して名誉毀損訴訟を起こした。抗弁において、被告は、紛争区域を請求して、その命令をさかのぼらせるようシャルジャの統治者をバットスが説得したという企図を説明した。オクシデンタルは、共同謀議を理由に反訴を起こし、名誉毀損に対する抗弁で述べられた事実を繰り返した。ついに、オクシデンタルは、バットスおよびボレタ社長 (President, Mr Boreta) (原告) に対して損害賠償を請求した。⁽²⁹⁾

バツテスは、これらの問題はシャルジャ、ウム・アル・カイワイン (Umm al Qaywayn, アラブ首長国連邦の一メンバー)、イランおよび連合王国政府の国家行為であるという根拠で、裁判所は管轄権を行使すべきでないとする暫定的差止命令 (interlocutory) を申請した。バツテスおよびボレタは、国家行為を根拠に、抗弁および反訴の関連部分の却下も申請した。メイ裁判官は、抗弁についてのバツテスの申請を拒否したが、共同謀議の反訴については認めた。オクシデンタルが上訴し、バツテスおよびボレタは、交差上訴した。

一九七四年、控訴院は、イングランドの裁判所は合衆国の裁判所が採用した範囲まで国家行為ドクトリンを決して採用しなかったなどと判決した。⁽³⁰⁾

(2) 判 決

一九八一年一〇月二十九日に上院が下した判決は、次のようである。(i)主権免除ドクトリンは、適用不可能である。なぜなら、外国財産に対する直接的または間接的な攻撃がなかったからである。(ii)イングランドの裁判所が国家間の紛争について裁判しないという司法手続の性質そのものに固有な司法抑制 (judicial restraint) の原則は、存在する。なぜなら、これらは国内裁判所による解決の不可能な論点を含むからである。この抑制原則は、国家行為規則より幅広い。(iii)イングランドの裁判所は、国際法または公序 (public policy) に反する場合、外国の法または行政行為に効力を与えるべきでない⁽³¹⁾と主張されることもあれば、裁判所は、国家間取引の分野で作用する行為の国際法または公序のもとでの効力を検討せよと請求されることもある。

(3) 意 義

① デニング卿の意見

デニング卿自身がどのようなコンテキストの中で前出・ブランドズウィック公爵事件判決について述べたかという
と、左のようである。

いまや、われわれは、「国家行為」についての多くの書物および多くの先例を調べた。合衆国の裁判所は、この国の裁判所よりも遠くに「国家行為」ドクトリンを運び去った。このドクトリンの始まり (Origin) は、このイングランドにおける判決の一つである。それは……ブランドズウィック公爵事件判決である……。(そこでの)「裁判を開廷しない (not sitting in judgment)」の句は……アンダーヒル事件判決で……合衆国最高裁判所によつて借用された。……この句は、合衆国で多くの回数繰り返された。これが、合衆国裁判所がオクシデンタル対バツテス訴訟審理を拒否した理由である。⁽³²⁾

たしかに、本件は、イングランドの裁判所に係属する前は、合衆国のカリフォルニア地方裁判所および控訴裁判所第九巡回区に係属していた。⁽³³⁾ このようなコンテキストの中で、デニング卿は、国家行為ドクトリンはアメリカの判決で定着したにせよ、発信源はイングランドの判決であったということを力説したわけである。

② ウイルバーフォース卿の意見

避けておることのできないのは、ウイルバーフォース卿の次のような意見である。

本質的な問題は……裁判所が外国主権国家の取引について裁判しない (not adjudicate) であろうとする一層一般的な原則 (a more general principle) が、イングランド法上、存在するか否かである。……この原則は、存在するならば、多様な「国家行為」ではなくて、司法抑制または回避 (judicial restraint or abstention) であると考えるのが、望ましいであろう。……私の意見では、イングランド法でスタートし、アメリカ合衆国法で採択

され一般化されて、イングランドの裁判所で実効的かつ強制的であるような一般原則が存在しており、また、長らく存在して来た。この原則は、裁量の問題ではなくて、司法手続の性質そのものに固有 (inherent in the very nature of the judicial process) である。⁽³⁴⁾
この新しい論点については、最終段階でも言及する。

5 二〇〇二年のクウェート航空(Kuwait Airways Corporation v. Iraqi Airways Co.) 事件 (Nos 4 and 5)

(1) 事 実

一九九〇年八月二日、イラクの軍事力は、強制的にクウェートに侵攻し、これを占領した。イラク革命評議会 (Revolutionary Command Council. 以下「RCC」) は、クウェートに対するイラクの主権およびイラクへのクウェート併合を布告する決議を採択した。クウェートは、イラク内の一行政区画と指定された。

イラクの軍事力がクウェート空港を占拠したとき、クウェート航空会社 (Kuwait Airways Corporation. 以下「KAC」) に属する一〇機の商業航空機、すなわち、二機のボーイング七六七、三機のA三〇〇エアバス、五機のA三二〇エアバスを捕獲した。八月九日までに、九機の航空機は、イラクのバスラに飛行させられた。一〇機目は、バグダッドに直接飛行させられた。

九月九日、RCCは、KACを解散し、一〇機の航空機を含むその全財産を国有のイラク航空会社 (Iraqi Airways Co. 以下「IAC」) に移転せよとの決議を採択した。この決議三六九は、九月一七日の官報公示で発効した。同日、IAC取締役会は、RCC決議三六九を履行する決議を通過させた。一九九一年一月一日、KACは、イラクおよびIACを相手どって、一〇機の航空機の返還、または、その価格および損害賠償の支払いを請求

する手続を開始した。

クウェートからのイラク撤退を要求した安保理のデッドラインは、一九九一年一月一五日夜半に終了した。多国籍空軍の軍事行動は、二四時間後に始まった。イラク北部のモスル空港は、空から数回の攻撃を受けた。一九九一年一月末および二月初め、K A Cから捕獲されていた一〇機中四機は、安全を理由としてモスルに移動していたが、多国籍軍の爆撃により破壊された。破壊された航空機は二機のボーイング七六七および二機のA三〇〇であって、本手続中、「モスル四 (the Mosul Four)」として知られるようになった。「イラン六 (the Iran Six)」として知られた他の六機は、I A Cによりイランへ疎開させられた。イラン政府との交渉後、これら六機は、一九九二年七月および八月、最終的にクウェートに飛行させられた。K A Cは、のちに、それらの維持費として、実質的な額をイランに支払った。⁽³⁵⁾

(2) 判決

二〇〇二年五月一六日、上院は、次のような判決を与えた。

国家行為ドクトリンも、裁判不可能性原則 (principle of non-justiciability) も、R C C決議三六九を有効なものとして扱うよう裁判所に要請しなかった。イングランドの裁判所は、通例、それ自身の領域内での外国主権者の行為を有効なものとして扱うが、この原則は、常に、公序という要件に従った。イングランドの裁判所は、連合王国の公序に反する外国法を適用することを決して要求されなかった。国際法の明らかに確立された規則は、連合王国の公序に反映された。本件では、裁判所は、R C C決議三六九に拘束されたイラクのクウェート併合が国際法の明らかに確立された規則に反することを明白にした安保理の決定を考慮しなければならなかった。R C C決議三六九

の施行または承認は、公序に反し、連合王国を国際義務違反に巻きこんだであろう。⁽³⁶⁾

(3) 意義

K A C の解散およびその全財産の I A C への移転を要求した R C C 決議三六九を無効にする理由として、国家行為ドクトリンおよび裁判可能性原則ではなく公序を提示したのが、本判決の特徴である。

前記バットレス・ガス事件判決においても、「公序」の語は、みえる。しかし、「国際法の明らかに確立された規則は、連合王国の公序の一部と考えられるであろう」⁽³⁷⁾ことをブラウンリー（オックスフォード大学）に認めさせた一つの契機は、本判決である。

三 ブラウンリーによる評価

以上、国家行為関連のリーディング・ケースをトレースしたところ、P K O、司法抑制、公序といった論点が、浮上した。これらの中で、ここでは、司法抑制だけを注視する。なぜなら、これが、イギリスの国際法学界で、顕著に、関心を呼んだからである。

まず、シヨー（イングランド・レスター大学）は、「裁判可能性、国家行為および関連ドクトリン」というフレームワークの中で、前記「本質的な問題は……」で始まるウィルバーフォース卿の意見を、かなりのスペースを割いて、版を重ねつつあるその教科書において、パラフレーズしているほどである。しかも、シヨーは、裁判可能性原則は国家行為の概念を越えており、主権をもち形式的に平等な国家に基礎づけられる国際システムで存在しな

ればならないと論じた⁽³⁸⁾。

次に、オブライエン(イングランド・ハートフォードシャー大学)は、国家行為ドクトリンまたは裁判不可能性は、ブランドウィック公爵事件判決にさかのぼるが、その現代的説明を受け入れたのが、バtteス・ガス事件判決であるとして、ウイルバーフォース卿の意見を根幹部分だけ紹介し、「国家行為」というフレーズが使われる事情が異なっているため、裁判不可能性原則として同ドクトリンを引用することが賢明である場合もあると主張した⁽³⁹⁾。つまり、オブライエンによれば、国家行為ドクトリンと裁判不可能性原則は、オーバーラップし得る。

ここで、ケイン(オックスフォード大学)に照らすと、「イングランド憲法のもっとも困惑させる分野の一つは」、いわゆる「国家行為」に関するそれである。マックネア卿(ケンブリッジ大学)は、不法行為訴訟への抗弁としての国家行為と裁判不可能性原則としての国家行為を区別した。後者の意味での国家行為規則は、大権は絶対であり、その行使は審査不可能とする規則から区別できない。ウイルバーフォース卿も、ニッサン事件判決で抗弁としての国家行為と裁判不可能性原則としての国家行為を区別したが、マックネア卿は、両者の範囲および関係は「いまなお、あいまい」であると告白した⁽⁴⁰⁾。

そもそも、国家行為ドクトリンは裁判権免除を包含するとも解されるのに、なぜウイルバーフォース卿は、別の概念を立てたのであろうか。フォックス(勅選弁護士)は、同卿の意見の中の「……司法抑制または回避」あたりまでを引用したあと、その原則は主権的権威によってなされた行為はイングランドの裁判所では裁判可能ではなかったことを確認した多数の判決に基づく⁽⁴¹⁾と、同卿に好意的にコメントした。もともと、フォックスは、「多数の判決」と抽象的⁽⁴²⁾にいうだけで、具体的な件名を全くあげなかった。

このような状況下では、ウイルバーフォース卿に直面するほかない。同卿は、前記「裁判を開廷しないであろう」

のキー・フリーズで周知のアンダーヒル事件判決を紹介してから、「独立国家相互間の取引は、国内裁判所が適用する法以外の法によって規律されるとするのが、法の充分に確立された原則である」とは、同判決の数年後、ホルズベリー卿が述べた有名な文章であると、注意を喚起した。そして、ウィルバーフォース卿は、裁判不可能性を早くから承認した一九世紀の判決を明記して、「これらの権威は、国際的分野における取引という比較的広い領域へ裁判不可能性ドクトリンを運び込む⁽⁴²⁾」と主張して、自己の立場の裏づけとした。

最後に、ブラウンリーは、一定クラスの主権的行為についてのイングランドの裁判所による裁判不可能性原則に付け加えて、ウィルバーフォース卿が同原則は前記「多様な『国家行為』ではなくて司法抑制または回避」と考えられるべしと強調した点を評価した。⁽⁴³⁾ イギリスの国際法学界を多年リードして来たブラウンリーによる評価をもって、締めくくりとする。

- (1) *Halsbury's Laws of England* 4th edn Reissue 18(2) (2000) (hereafter "*Halsbury's*") para 1413.
- (2) *Ibid* n1; E. C. S. Wade "Act of State in English Law : Its Relations with International Law" *The British Year Book of International Law* (hereafter "BY") 1934 103.
- (3) *Halsbury's* para 1414 n1.
- (4) M. Singer "The Act of State Doctrine of the United Kingdom: An Analysis, with Comparisons to United States Practice" *The American Journal of International Law* 75 (1981) 294.
- (5) *Ibid* 284.
- (6) F. A. Mann "The Sacrosanctity of the Foreign Act of State" *The Law Quarterly Review* 59 (1943) 47-48.
- (7) Singer *op cit* 284; 本判決に直接アプローチできなかったのべ、シンガーが引用した判決文を再引用せざるを得なかった。
- (8) Mann *op cit* 49.

- (9) L. F. Damrosch *et al International Law : Cases and Materials* (2001) 182.
- (10) *British International Law Cases* 1 (1964) 594.
- (11) *Ibid* 607 – 608.
- (12) Wade *op cit* 98 – 101.
- (13) J. G. Collier “Act of State as a Defence against a British Subject” *Cambridge Law Journal* 26 (1968) 103.
- (14) *Ibid* 105.
- (15) *Ibid* 104.
- (16) [1967] 2 All E.R. 200 – 202 : 本件について、*その* *中* *で* *詳* *細* *に* *検* *討* *し* *た* *こ* *と* *が* *あ* *る*。松田幹夫「国連軍の地位についての覚え書」大沼保昭編・高野雄一先生古稀『国際法、国際連合と日本』（昭和六十二年）一八二—一九四ページ。
- (17) S. A. de Smith “Note of Cases” *The Modern Law Review* 32 (1969) 428.
- (18) [1967] 2 All E.R. 201.
- (19) *Ibid*.
- (20) [1969] 1 All E.R. 630.
- (21) 下山路一「国王の執行権」『別冊ジュリスト』五九号『英米判例百選Ⅰ公法』（一九七八年）一三三ページ。
- (22) *Halsbury's* para 1416.
- (23) [1969] 1 All E.R. 646.
- (24) de Smith *op cit* 430.
- (25) J. W. Bridge “The Legal Status of British Troops Forming Part of the United Nations Force in Cyprus” *The Modern Law Review* 34 (1971) 130.
- (26) *Ibid* 133.
- (27) I. Brownlie *Principles of Public International Law* (1990) 373.
- (28) *International Law Reports* (hereafter “ILR”) 57 (1980) 38.
- (29) *ILR* 64 (1983) 273 – 274.

- (30) *ILR* 57 (1980) 34.
- (31) *ILR* 64 (1983) 331 – 332.
- (32) *ILR* 57 (1980) 38 – 39.
- (33) *Ibid* 13.
- (34) *ILR* 64 (1983) 344 – 345.
- (35) *ILR* 125 (2004) 677 – 678.
- (36) *Ibid* 607.
- (37) J. Crawford *Brownlie's Principles of Public International Law* (2008) 76.
- (38) M. N. Shaw *International Law* (2008) 179,182,186.
- (39) J. O'Brien *International Law* (2001) 293.
- (40) P. Cane "Prerogative Acts, Acts of State and Justiciability" *The International and Comparative Law Quarterly* 29 (1980) 680.
- (41) H. Fox *The Law of State Immunity* (2002) 489.
- (42) *ILR* 64 (1983) 346.
- (43) Brownlie "Obituary : Richard Orme Wilberforce (1907 – 2003)" *BY* 2003 4.